

農業のために

農村のために

農家のために



誰もが住んでみたい村に
農業農村整備

「水土里ネットとっとり」は行動します。



鳥取県土地改良事業団体連合会
(水土里ネットとっとり)

私たちは、皆様のパートナーです。

役割

土地改良事業団体連合会（以下、「連合会」という。）は、土地改良事業を適切かつ効率的に行うことを目的として、市町村、土地改良区等（以下、「会員」という。）が設立した協同組織です。

いわば、会員が事業を行う上で、指導、援助、調査研究などを行うための専門知識経験をもった組織であり、会員のパートナーです。

性格

連合会は営利を目的としない公法人です。

設立：昭和33年11月 土地改良法第111条の3（法人格）

事業

1. 会員の行う土地改良事業（付帯事業を含む。）に関する技術的な指導その他の援助
 2. 土地改良事業に関連する国土調査に係る事業
 3. 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
 4. 土地改良事業に関する調査及び研究
 5. 国又は鳥取県の行う土地改良事業に対する協力
 6. 会員に対する土地改良関係事業用機器材の貸付
 7. 農地の集団化の指導奨励
 8. 目的を達成するため必要な事業
- ※土地改良事業とは農業農村整備事業等を言います。

会員

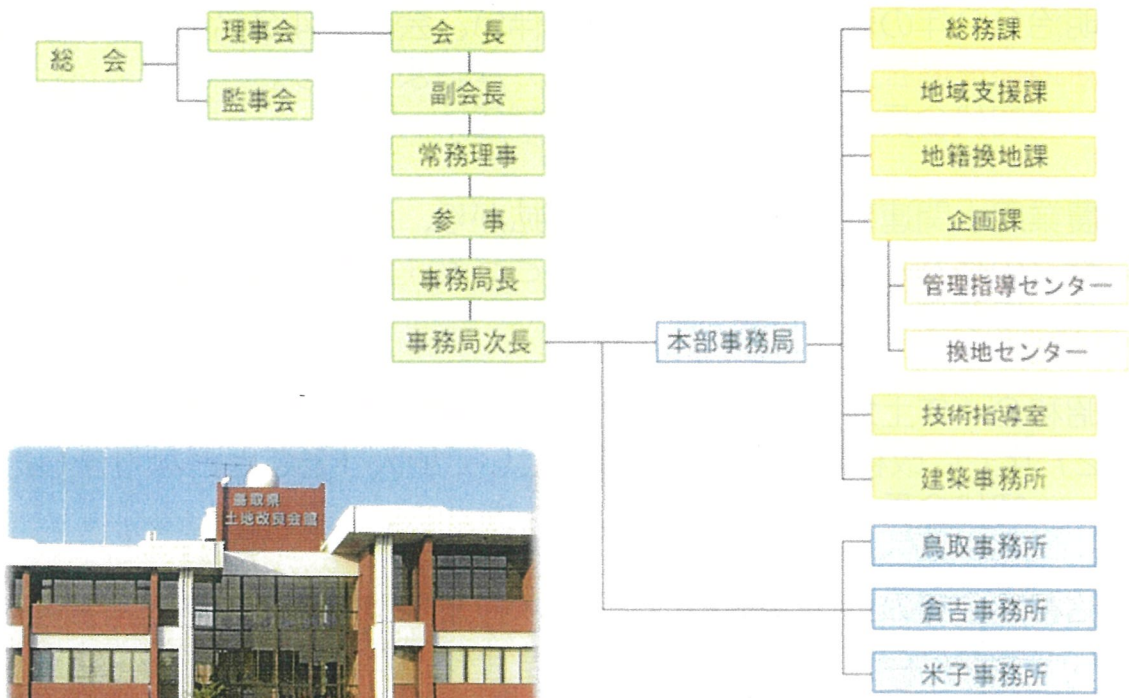
市町村19団体、土地改良区等70団体の計 89団体で構成されています。

平成28年7月現在

事業関連資格者数

技術士（農業部門・農業土木）	2	一級建築施工管理技士	1
技術士補	10	一級土木施工管理技士	11
農業土木技術管理士	5	二級土木施工管理技士	5
コンクリート診断士	2	二級管工事施工管理技士	2
環境計量士	1	一級造園施工管理技士	2
二級建築士	3	浄化槽技術管理者	10
測量士	18	浄化槽設備士	4
測量士補	10	酸素欠乏防止主任技術者	3
土地改良換地士	7	電気工事士	1
土地改良専門技術者	1	初級システムアドミニストレータ	2
地籍主任調査員	12	甲種防火管理者	2
地籍工程管理士	3	第二種衛生管理者	3
農業水利施設機能総合診断士	1	危険物取扱者（丙種）	1
上級農業集落排水計画設計士	1	日商簿記（3級）	2
農業集落排水計画設計士	4	RCCM（農業土木）	3
下水道技術検定（2種）	1		

水土里ネットとっとり組織・機構



役員名簿(平成 28 年 4 月 1 日現在)

役 職	氏 名	職 歴
会 長	木 村 肇	学 識 経 験 者
副 会 長	杉 原 義 人	天 神 野 土 地 改 良 区 理 事 長
〃	天 島 清 憲	大 山 山 麓 地 区 土 地 改 良 区 連 合 理 事 長
常 務 理 事	中 村 均	学 識 経 験 者
理 事	深 澤 義 彦	鳥 取 市 長
〃	榎 本 武 利	岩 美 町 長
〃	高 見 則 夫	大 口 堰 土 地 改 良 区 理 事 長
〃	石 田 耕 太 郎	倉 吉 市 長
〃	宮 脇 正 道	湯 梨 浜 町 長
〃	石 賀 昭 一	赤 碕 町 土 地 改 良 区 理 事 長
〃	生 田 裕 宣	米 子 市 四 ヶ 村 堰 土 地 改 良 区 理 事 長
〃	森 田 増 範	大 山 町 長
〃	石 操	日 吉 津 村 長
代 表 監 事	田 中 朝 久	大 倉 土 地 改 良 区 理 事 長
監 事	吉 田 英 人	八 頭 町 長
〃	椎 木 学	大 山 土 地 改 良 区 理 事 長

鳥取県土地改良事業団体連合会のあゆみ

- 明治32年の耕地整理法の施行に伴い、会員143名により「**鳥取県耕地整理協会**」（大正15年設立）が始まりです。
初代会長：鳥取県内務部長が就任
- 農業用水関連事業など事業範囲が拡がり、水利組合や共同施行者などを含めた協会となり、「整理」をとって「**鳥取県耕地協会**」（昭和8年）に改称されました。
- 昭和24年土地改良法が制定され、「**鳥取県土地改良協会**」（昭和27年）に改称し、市町村も会員として加入することとなりました。
初代会長：沢住辰蔵氏
- 昭和32年の土地改良法の改正により土地改良事業団体連合会の設立ができることとなり、昭和33年11月7日に土地改良区および市町村の会員153名によって、「**鳥取県土地改良事業団体連合会**」が設立されました。
初代会長：沢住 辰蔵（県議会議員） 四代会長：西尾 邑次（県知事）
二代会長：山本 寿延（県議会議員） 五代会長：木村 肇（前国府町長）
三代会長：小林 国司（参議院議員）
- 事務所の変遷
旧鳥取県庁農林部耕地課内→鳥取県出先事務所内→旧鳥取県衛生研究所
→鳥取県庁第二庁舎7F→鳥取県土地改良会館（S61年）

このように土地改良事業団体連合会は、会員を支援すると共に国・県に協力していく公法人であり、民間会社とは異なる団体です。

現在、土地改良区や土地改良事業団体連合会は、**みどり**「**水土里ネット**」の愛称で呼ばれています。

（水土里ネットの意味）

「水」・・・・・・農業用水、地域用水など

「土」・・・・・・土地、農地、土壌など

「里」・・・・・・農村空間。農家や地域住民が一体となった生活空間など

『水土里ネット』・・以下のような意味合いを包含しており、将来に向けた土地改良区の役割と姿を表現

水ネット

全国の40万km（地球10周分）に及ぶ水路等のネットワークによって農村の健全な水循環を形成。

土ネット

農村で発生する有機性資源（集落排水汚泥等）の農地への還元など、廃棄物のリサイクルによる資源循環を通じ、循環型社会の構築に取り組む。

里ネット

人、物、情報のつながりにより、農家のみならず、地域住民や都市住民と連携（ネットワーク）して「水」、「土」、「里」を創造し、都市と農村の共生対流を促進。

目 次

1. 発注者支援について P. 5～8
2. 防災・減災に係る支援業務契約の流れ
 - 1) ため池ハザードマップ作成支援 P. 9
 - 2) 災害復旧への支援（事業増高申請） P. 10～11
3. 施設の維持管理に係る支援
 - 1) 農業水利施設の機能診断、保全計画策定支援 P. 12
 - 2) 農業集落排水 機能強化対策事業 P. 13
 - 3) 公営企業会計（上下水道）移行支援 P. 14
4. 再生可能エネルギー関連事業への支援
 - 1) 再生可能エネルギー関連事業の成果 P. 15～16
5. 土地改良区等に係る支援
 - 1) 登記業務・相続調査への支援 P. 17
 - 2) 土地改良区への総合的な支援 P. 18～20
 - 3) 多面的機能支払交付金への支援 P. 21
 - 4) 多面的機能支払交付金の事務支援 P. 22
6. 農地中間管理事業に係る支援
 - 1) 農地中間管理事業に係る事業推進支援 P. 23～24
7. 国土調査（地籍調査）事業に係る支援
 - 1) 地籍調査事業に係る事業推進支援 P. 25～26

記載内容についてのお問い合わせ窓口

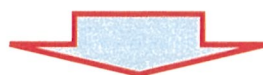
本 部 事 務 局	TEL (0857) 38 - 9500
倉 吉 事 務 所	TEL (0858) 47 - 0055
米 子 事 務 所	TEL (0859) 32 - 9710

水土里ネットとっとりは、農業農村を振興する市町村等のパートナーです。農業農村整備を進めるには、専門的知識や経験が必要です。

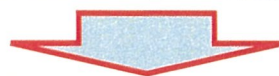
ほ場整備、農道や水路整備などの調査、計画、設計、積算あるいは施工監理など農業農村整備を進めるには、いわゆる「一般土木」とは技術的な考え方が異なる部分があり、**専門的知識や経験**が必要です。

例えば・・・

- ①農業に必要な水や農地などの生産基盤を整備するためには、水利系統、地形、地質、営農計画、経営体など総合的に判断し、効率的・経済的に計画することが必要となります。
- ②特に水利計画では利水の面から、農道は農耕車の走行、そして農地は営農機械の走行性や排水性などを考慮する必要があります。
- ③整備方法や維持管理コストを検討し、農家負担軽減のため現地に合わせた創意工夫が必要となります。
(一般土木では一律的なマニュアルや標準設計で行われることが多い。)



近年、市町村の農業農村整備事業担当で専門的知識や経験豊富な職員が非常に少なくなっている中で、基盤の改善方法や整備計画の策定、コンサルタントの成果品の良否の判断が難しいなどの声が大きいです。



農業農村整備事業の調査、計画、測量・設計、積算から施工監理さらには施設点検までトータル的に実績のある**県土地連（水土里ネットとっとり）**へまずご相談ください。

公益法人であるため、常に国、県と連携して必要な情報を共有している県土地連ですので安心です。

もちろん会計検査にも全面的にバックアップします。

発注者支援機関として会員の発注関係事務を支援します。

鳥取県土連は、『公共工事の品質確保の促進に関する法律』第15条第1項の定めに基づき、発注関係事務を実施する能力を有する発注者支援機関として県内で唯一国に認定されている機関で安心です。

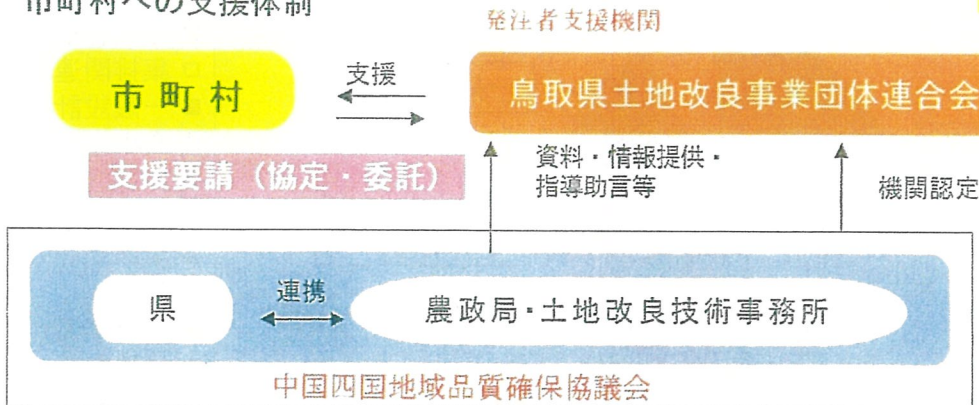
会員が行う発注関係事務の全部又は一部を支援できます。

また、予算事務や地元調整なども含めた包括的な事務支援も実施します。

● 発注関係事務の支援（フロー）



● 市町村への支援体制

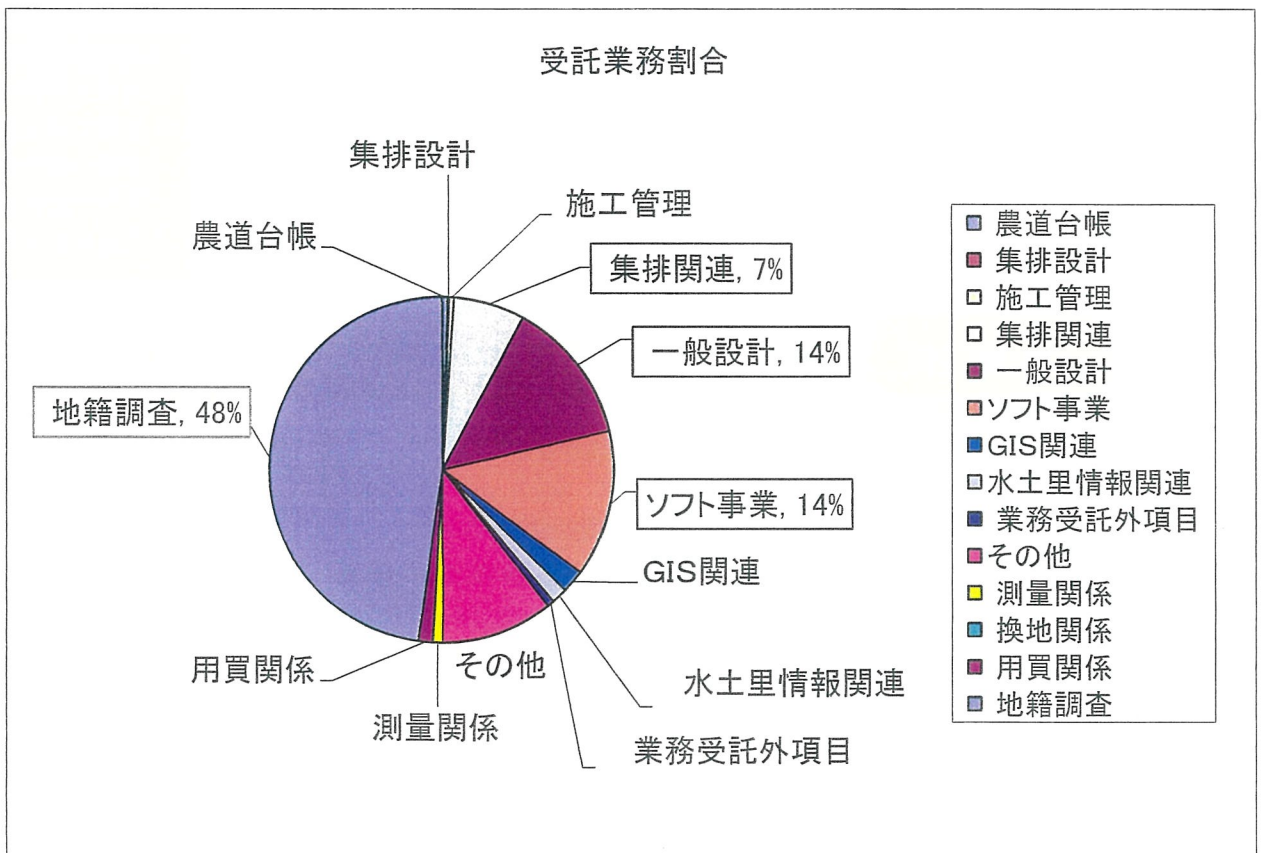


担当窓口：地域支援課
電話：0857-38-9500

当会では平成 27 年度このような受託業務を実施しました。

平成 27 年度受託業務の主なもの

- ソフト事業 ため池ハザードマップ作成 (9 件)
農業水利施設機能保全計画策定 (2 件)
(国営) 東伯地区施設機能保全事業受益地調査
- 一般設計 . . . (県営) 阿毘縁地区農業競争力強化基盤整備事業
(ほ場整備事業計画書作成)
農業用水路、農道、頭首工などの調査、測量、設計 (35 件)
- 農業集落排水関連 農業処理施設機能診断 (2 件)
処理施設省エネ技術導入検討・実証事業
下水道資産関連業務
- 水土里情報・GIS 関連 農地地番図更新など (22 件)
鳥取県版水土里情報システム保守 (34 件)
- 地籍調査 調査・測量業務 1 市 1 0 町 (14 件)
数値情報化



「農業農村整備事業における積算業務」への支援
(技術者不足によりお困りの市町村等を支援します。)

1. 支援の目的

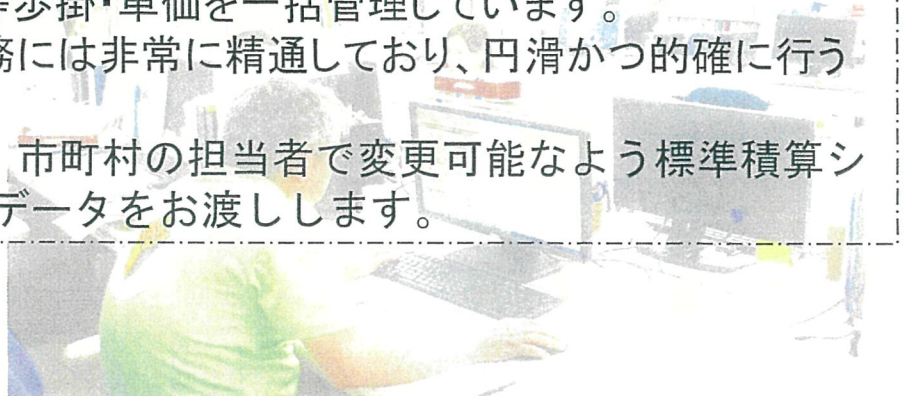
- 農業農村整備関連の積算業務は、一般土木と異なり特殊性があります。
- 経験の少ない市町村担当職員にとっては非常に手間がかかり、積算ミスの可能性も発生する恐れもあります。
- 積算業務を委託することで、きめ細やかな事業管理、受益者との十分な調整など本来業務の充実を図ることができます。

2. 支援の内容

標準積算システムを用いた積算書の作成

本会は、**鳥取県と標準積算システムの保守管理契約を締結**しており、県の指導のもと工事等歩掛・単価を一括管理しています。

- 工事費等積算業務には非常に精通しており、円滑かつ的確に行うことができます。
- 成果については、市町村の担当者で変更可能なよう標準積算システム等の電子データをお渡しします。



3. 支援の費用

土地改良工事積算基準(調査・測量・設計)の積算参考資料作成歩掛により、委託費用を算出します。



4. その他

◎業務委託に係る積算についても支援します。

ため池のハザードマップを整備しませんか。

【支援の内容】

①氾濫解析等：

被災区域、到達時間、流速及び水深等の算定と図面を作成。

②ワークショップ：

ワークショップにより避難経路、避難場所、連絡体制・連絡方法、避難時期等を住民同志で話し合い。

③ハザードマップ作成：

①、②の結果でマップを作成し地域住民に配布し周知。

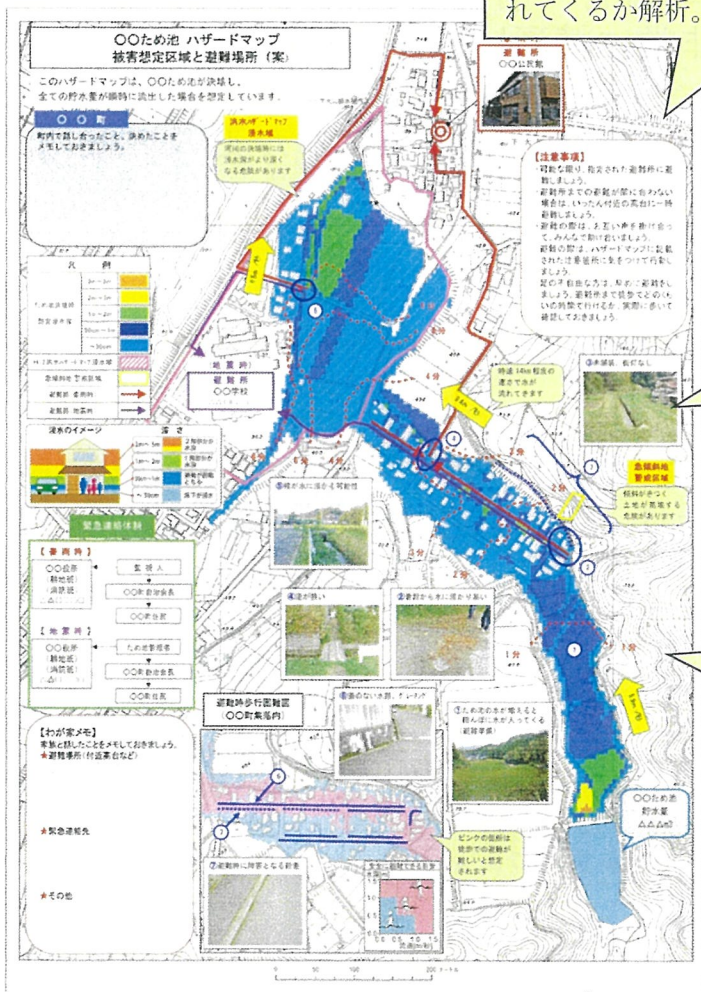
④防災訓練：

防災訓練を希望される場合の指導、助言。

●実績 (H27 年度末現在)

- ・実施市町 12 市町
鳥取市、倉吉市、米子市、岩美町、八頭町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、大山町、南部町、伯耆町、日野町
- ・箇所数 33 箇所

●完成したハザードマップ



たため池が決壊したとき、どのように地域に水が流れてくるか解析。

水が流れてきた場合を想像しながら実際に集落を歩き、避難の際に障害となる危険箇所などを確認。

避難場所や避難経路、地域を歩いてみて分かった危ない箇所などを地図にまとめる。

農地・農業施設災害への対応は大丈夫ですか。
まずは、当会へご一報ください。

●災害発生後の「測量・災害査定設計」はお任せください。

⇒測量・設計、工事設計書、工事監理、申請書類など
近年実績:鳥取市、琴浦町、北栄町、南部町
広島県、島根県など

●作業が大変な災害復旧事業の「補助率増高申請」もお任せください。

●システム化して迅速・正確に行います。

システム化とは

①増高申請のシステム化

⇒ 増高申請書類作成システムを活用

②字切図のシステム化

⇒ 鳥取県版水土里情報システムを活用

GISを利用しブロック化した
維持管理区域図を継続的に
保存管理することが可能になります。

土地改良関連 災害復旧事務の支援 増高申請書類作成システム

暫定法による補助率

農地及び農業施設の災害復旧事業費に対する国庫補助は、暫定措置に関する法律に基づいて交付されます。

暫定法は、1戸当たりの災害復旧事業費をとっており、1戸当たり災害復旧事業費が多額になれば**国からの助成が優位**となります。また、通年にわたって被災した場合、被災者の負担を救うために連年災害における補助率の特例を設けています。

○補助率を増高するには申請する必要があります。

○本システムは、増高に必要な申請書類を作成します。

- ・単年災と連年災の補助率が確認できます。
- ・激甚書式に対応します。
- ・エクセルファイルで作成します。
- ・申請事務処理の時間短縮ができます。



農業水利施設は大丈夫ですか？

(農業水利施設保全合理化事業)

◇目的は

これまで整備してきた農業水利施設をなるべく更新せず、**適時補修**をすることで**長寿命化をはかり**、**維持管理コストを縮減**するために行います。

◇現状は



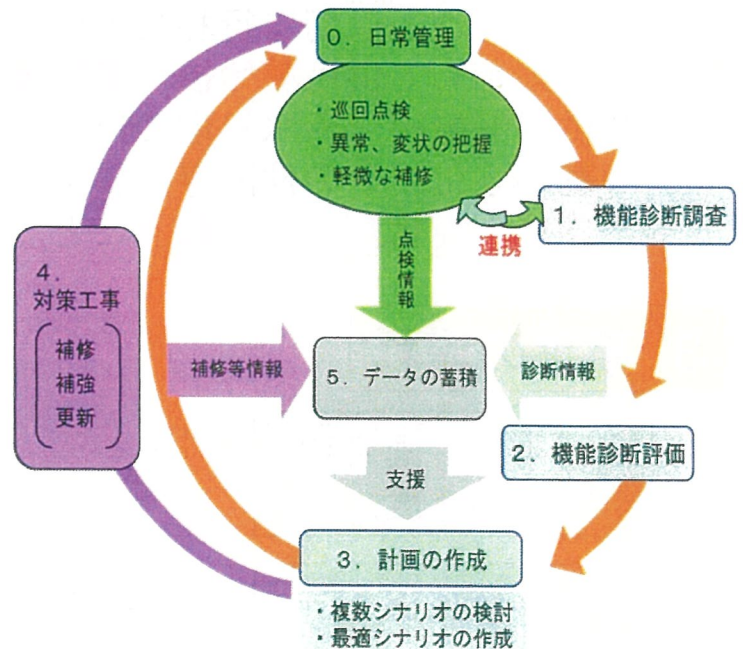
用・排水路の劣化



頭首工の劣化

◇県土連の役割は

1. 機能診断調査
2. 機能診断評価
3. 計画の作成
機能保全計画の作成
5. データの蓄積
水土里情報システムへの登録



ストックマネジメントの流れ

◇実施市町

- H26 若桜町、八頭町、倉吉市(土地改良区)、北栄町
- H27 鳥取市、岩美町、倉吉市(土地改良区)

農業集落排水施設の機能強化は必要ありませんか。

1. 事業内容 (農業集落排水機能強化事業)

農業集落排水施設の増改築又は機能低下した施設の機能回復などを図るものです。

実施事例

- ①処理施設水槽の防食工
- ②設備機器関係の更新（単純更新は不可）
- ③処理対象人口の増加に伴う施設の増築
- ④水質規制の強化により処理機能の強化（処理方式の変更）
- ⑤不明水対策（管路施設の補修、公共枴の交換等）
- ⑥処理区の統廃合

2. 採択の要件

改築に要する費用が**200万円以上**で、次のいずれかの要件に該当する施設が対象となる。

- ①維持管理が適切に行われていること。
原則として**供用開始後7年以上経過**していること。
- ②供用開始後に汚水処理の対象人口の著しい増加、処理水の水質基準強化、その他既存の農業集落排水**施設を取り巻く条件又は環境の変化が認められる**こと。

3. 事業の流れ

①事業計画策定
(前年度)

施設診断、対策工の検討、事業費算定等

②事業採択

実施設計、工事発注

③事業実施

4. これまでの実施市町

H6～H27 8市町（28地区）が実施

公営企業会計(上下水道)への移行は 進んでいますか

1. 公営企業会計の必要性

地方公営企業が地方公営企業会計法を適用するのは…

- 維持管理という経営の時代への転換期
- 上下水道事業の効率化を図り財政を健全化

【根拠法令は】

総務省は、平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」を公布し、公営企業会計である下水道事業についても**財務4表（①貸借対照表、②行政コスト計算書、③純資産変動計算書、④資金収支計算書）**の作成を求めています。

【企業会計移行への通知】

総務省は、平成27年1月に「公営企業会計の適用」を通知し、**平成31年度までに**、全部又は一部(財務規定等)を適用し、公営企業会計に移行される事となっています。人口3名万人以上の市町村については期間内に移行することが必要で、3万人未満の市町村については**できる限り移行することが必要です**。

2. 公営企業会計の効果

- ①複式簿記の採用により**財務の明確化・透明化**が図れます。
- ②財務状況を公表することで、**住民の理解や協力を得られやすくなる**とともに、職員意識の向上が期待できます。
- ③減価償却計算によって適正な原価が計算され、**使用料改定の根拠をより明確**に出来ます。

3. 移行作業の財政措置

平成31年度までの間、移行作業に要する経費は**公営企業債の対象**となります。

4. 支援の内容

①基本計画策定

作業方針・作業スケジュールの作成

②資産調査・評価

設計書、決算書から算定

③移行事務手続

移行に伴い会計システムの導入支援

農業集落排水施設の**低コスト事業**では、既存施設の把握が出来、スムーズに減価償却の算定が可能。

5. 支援の実績

H19～H23「鳥取市下水道財産調査業務」（鳥取市）

H25「用瀬町簡易水道資産調査業務」（鳥取市）

農村資源を活用した 再生可能エネルギーの導入を検討しませんか

本会では、農業用施設を活用した再生可能エネルギー導入に係る支援事業を平成21年度から実施しています。

農村地域が持つ自然エネルギーを有効活用し、技術面、コスト面、各種申請等についての検討・支援を行います。

平成28年度までに28地区(38地点)取組み、3地区が稼働し、2地区が工事中です。

ダムを利用した小水力発電施設の整備

下蚊屋 ダム



場 所：江府町助沢
堤高・堤長：55.5m・210m
総貯水量：3,440千m³
最大出力：197kW
有効落差：51.04m

両ダムはH21年度に可能性調査を行いました。

【運転開始】
下蚊屋ダム：H27.6
船上山ダム：H26.12

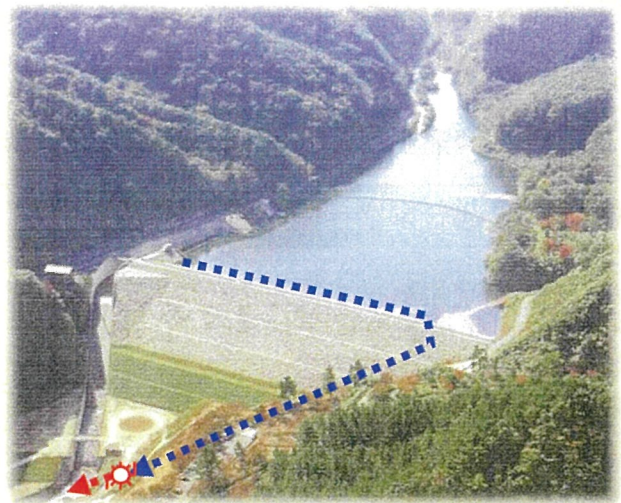
船上山 ダム

場 所：琴浦町山川
堤高・堤長：43.9m・232.7m
総貯水量：720千m³
最大出力：110kW
有効落差：30.6m

発電機
クロスフロー



発電所
放流口



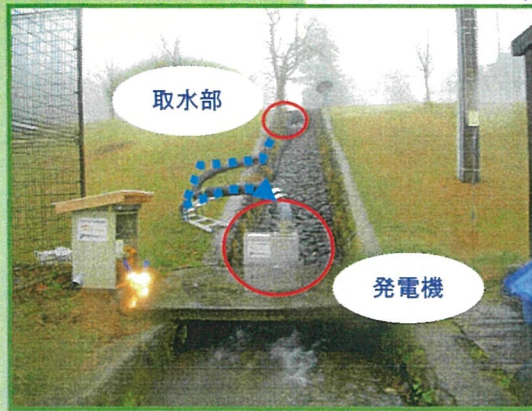
※出力規模のイメージとして、一世帯当たり0.4kWを参考

マイクロ水力発電の活用

実証実験 大山ガーデンプレイス

H22年度にコンパクトな発電機の実証実験を行いました。
設備一式を軽トラックで運搬可能

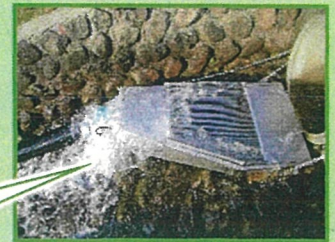
場 所：伯耆町丸山
有効落差：3m
発電電力：720W



水車および発電機



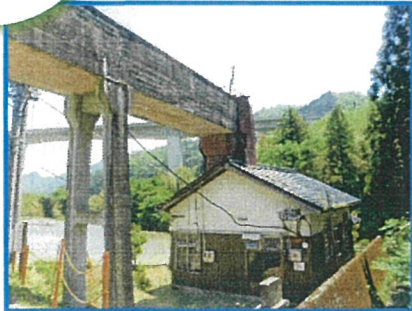
大型冷蔵庫が2台使用できます。



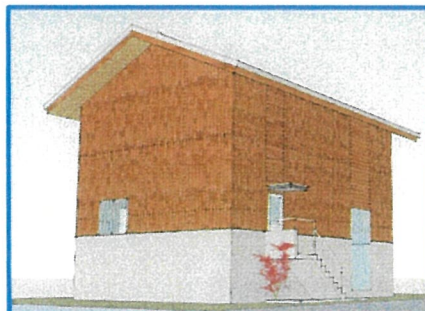
取水部には除塵を考慮したスクリーンを設置。

小水力発電施設の更新

更新 別府電化農業協同組合



発電所(屋根上からの流入)



発電所改修後のイメージ

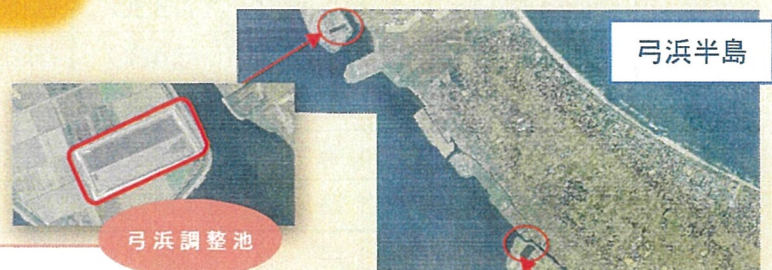
H25年度には別府電化農業協同組合が所有する発電所の更新支援を行い、H26年度からは設計・施工監理の支援を行っています。
H27.11に着工し、完成はH28.12です。

場 所：鳥取市用瀬町別府
有効落差：11.7m
出 力：134kW

H27・H28は、八東町電化農業協同組合の更新を支援しています。

太陽光 米川土地改良区

H26年度に米川土地改良区が管理する米子市の彦名調整池、境港市の弓浜調整池を利用した太陽光発電の可能性調査を実施しました。
H28年度内に稼働予定です。



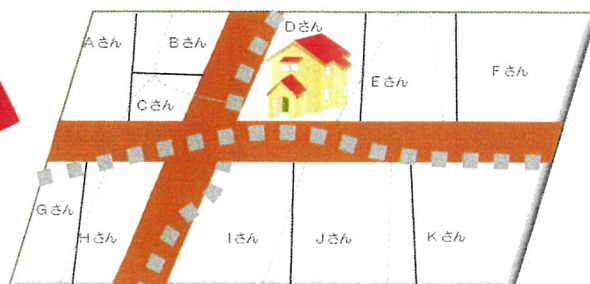
調整池面積:4ha(水面)
太陽パネル面積:1.4ha
発電電力：990kW

調整池面積:4ha(水面)
太陽パネル面積:0.8ha
発電電力：550kW

～登記業務・相続調査をお手伝いします～

★登記業務・調査等の補助内容についてはいろいろありますが、大きく分けて2通りあります。

- ① 用地買収登記
- ② 所有者等の死亡による相続調査



★ご利用の利点

- ・法務局における調査から申請書の作成までしますので、あとは登記申請をしていただくだけです。
- ・相続調査における戸籍請求から相続関係図を経験豊富な換地士が作成しますので、煩わしい手間やそれに係る時間が省けます。

業務の内容

- ① 用地買収登記
 - ・登記業務（所有権移転、相続、住所・地目変更、合筆、抹消、分筆等）における申請書の作成まではお手伝いしますので、申請はあくまで事業主体です。
- ② 所有者等の死亡による相続調査
 - ・土地改良事業関係の調査であれば、直接連合会が戸籍請求することも可能ですが、それ以外の事業であれば戸籍請求における文書発送は事業主体となります。

業務の費用

(別途 諸経費+消費税が必要)

項目	単位	金額(円)	項目	単位	金額(円)
◎所有権移転	1人1筆	17,330	◎相続	1人1筆	21,730
◎住所変更	1人1筆	6,480	◎地目変更・合筆	1件1筆	5,930
◎所有権保存	1人1筆	11,120	◎抹消	1件1筆	8,920
○分筆	1筆	20,120	○地積更正	1筆	17,790
○土地表示	1筆	11,870			
相続調査	1戸	15,670	相続関係図作成含む		

※ ◎印の項目については、同一地権者であれば2筆目以降は1筆当たり300円を加算するのみとし、○印の地積測量図、現地調査書等は事業主体が作成することとします。

土地改良区への総合的な支援

複式簿記への移行が迫っています。

① 複式簿記への移行支援

全ての土地改良区は5年以内に取り組む必要があります。

「県土連は全面的に支援します。」

国営関連地区：概ね3年間の準備、4年目移行本格導入
 機構・県営関連地区：原則2年以内取組、着手
 その他：5年以内に取り組、着手
 （国営以外の地区：最低でも補完的導入が必要）



県土連にまかせてね



② 土地改良区施設（資産）台帳の作成支援

複式簿記移行には土地改良施設の資産評価（価格）が必要です。

このため台帳の整備も急がれます。



貸借対照表

資産の部	負債の部
	資本の部

ココですよ！！

③ 事務文書、図面等の電子データ化

保存されている会議関係資料、賦課金関係書類、施設管理関係資料、工事関係発注資料等について整理・電子化します。

電子化単価（単位：円/枚）

サイズ	白黒	カラー
B5	25	110
B4		
A4		
A3		
図面 A0,A1	350	950

○ 電子化のための書類、図面等の整理にかかる費用並びにファイリング費用については、別途協議させていただきます。

④ 業務支援

土地改良区業務のうち各種会議資料、賦課金通知書の作成、工事発注、施工管理等の業務を代行します。

業務受託料は業務に応じて別途見積りいたします。

【受託実績】 1 土地改良区

⑤ 土地改良施設賠償責任保険

近年、土地改良施設での事故等により管理責任を問われることが多くなり、こうした場合、施設の管理団体に対し、多額の損害賠償を請求されるケースが増加しており、本会では「土地改良施設賠償責任保険」の団体加入手続きを行っています。

(1) 保険会社 東京海上日動火災保険（株）

(2) 保険金額 対人 1 事故 1 億円
 (免責額 1 事故 1 万円)

対物 1 事故 1,000 万円
 (免責額 1 事故 1 万円)

【加入実績】

加入団体	用排水路 440 円/km	ため池 440 円/km	道 路 440 円/km	パイプライン 440 円/km	そ の 他 440 円/km
33 土地改良区	433 km	(周囲) 32 km	136 km	218 km	(周囲) 12 km

⑥ 施設管理者普通傷害保険

本会では、土地改良区が施設管理を委託している管理人、土地改良区役員、職員が土地改良施設の管理作業中にケガなどした場合に保険金が支払われる「施設管理者普通傷害保険」の団体加入手続きを行っています。

例：保険期間1年（死亡保障 500万円）

	保険金額	保険料
死亡・後遺障害	5,000千円	13,720円
入院	5,000円	
通院	3,000円	

	保険金額	保険料
死亡・後遺障害	5,000千円	7,150円
入院	5,000円	
—	—	

【加入実績】

平成28年度は、13土地改良区で128名が加入しました。

⑦ 土地改良施設維持管理適正化事業

- 対象施設**・・・団体営規模以上の土地改良事業により造成された農業水利施設
 （整備補修）
 揚水機場、ダム、頭首工及び樋（水）門、ため池、用排水路、畑かん施設
 （設備改善）
 観測用及び通信通報用設備、流木処理用設備等の新設
- 事業費**
 1地区 200万円以上（同一水系に限る）
- 仕組みと補助率**
 5年間、均等に事業費の一部を負担して、計画的に整備。
 補助率は、国（30%）、県（30%）、地元負担（土地改良区、市町村）（40%）

実施例（5年間の予算例）

加入事業費	負担区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
200万円	実施年分			20万円		
	分割分	12万円	12万円	12万円	12万円	12万円

注）実施年度は、緊急度等に応じて5年間の内どこかで実施

（12万円＝事業費の30%÷5[積立]、20万円＝事業費の10%[自己資金]）

本事業は、国営施設以外の農業水利施設の維持管理に対して国の公的補助措置が可能な唯一の事業です。

例えば。。。ポンプのオーバーホール、排水路の土砂浚渫、水路法面の草刈りなどの維持管理
 労力軽減のためのコンクリート被覆なども可能です。

また、財政が厳しい市町村にとっては、しっかり守る単県事業より事業費負担が有利になる場合もあります。

是非ご検討をお願いします。

「多面的機能支払交付金」への支援

(施設の長寿命化のための活動組織対象)

1. 支援の内容

①調査・設計

現地踏査、標準断面等の作成

②工事発注資料の作成

工事仕様書、工事費の算定

③工事監理・検査

現場立会、完成検査（各1回）

成果については、活動組織の方が変更可能なようエクセルデータ等の電子データをお渡しします。

2. 支援の条件

- ①市町を窓口として、複数の活動組織のとりまとめをお願いします。
- ②契約時は、活動組織との直接取引は行いません。

3. 支援の費用

(工事1件当たり、税抜)

支援の内容	標準費用 (円)	最低費用 (円)
①調査・設計	工事費の5.0%	71,000
②工事発注資料の作成	工事費の2.5%	35,000
③工事監理・検査	工事費の2.5%	35,000
合計	工事費の10%	141,000

【費用算出根拠】 (1地区1件当たり、税抜)

- ①2人×29,900円(技師C)×1.20(経費)=71,760円
- ②1人×29,900円(技師C)×1.20(経費)=35,880円
- ③1人×29,900円(技師C)×1.20(経費)=35,880円

4. その他

実施計画の提案、機能診断、優先箇所の選定等も行います。
(費用は別途相談)

これまでの実績：鳥取市、北栄町、倉吉市、大山町、南部町、岩美町の組織

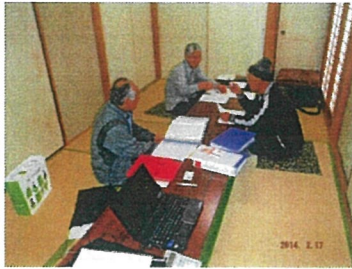
多面的機能支払交付金 事務支援について

水土里ネットとっとりでは、多面的機能支払制度に取り組む活動組織に対して『実施状況報告書』等の作成を支援します。

1. 活動組織で作成する資料

参加者名簿

活動参加者の名簿を作成します。



活動状況写真

デジカメで活動状況の写真を撮影します。



領収書を整理

材料・資材等の領収書を整理します。



(注) 通帳、印鑑、金銭等の管理は、活動組織で行って頂くこと。

2. 水土里ネットと通りの支援内容

水土里ネットと通りでは、活動組織が作業毎に作成した資料（参加者名簿・活動状況写真・領収書）をもとに、報告書類等を作成します。

下記の書類を作成し、活動組織へ納品します。



3. 留意事項

- ①市町村を窓口として一括して事務支援を希望する活動組織を取りまとめて頂くこと。
- ②本格的な事務支援は、平成29年度を予定しています。
- ③活動組織への活動状況の聞き取りは、1年間に4回程度としています。

問い合わせ先

水土里ネットと通り（鳥取県土地改良事業団体連合会） 企画課

TEL : 0857-38-9500 FAX : 0857-38-9577

農地中間管理事業に係る事業推進支援

◆担い手が魅力を感じる条件整備をしよう◆

畦畔の取り除きから換地を伴う整備まで事業推進のお手伝いします。

支援の内容

- (1) 概算事業費の算定
- (2) 簡易な現地調査と技術的アドバイス
- (3) 取組事業制度の助言と提案
- (4) 関係者説明会の支援（事業制度、換地、交換分合、技術的工法など）
- (5) その他（事業推進の障害となっている問題の解決支援等）

平成 27 年度実績 42 件

基盤整備による農地集積を実現

○平成 28 年度新規採択＜県営農業競争力基盤整備事業 阿毘縁地区（日南町）＞



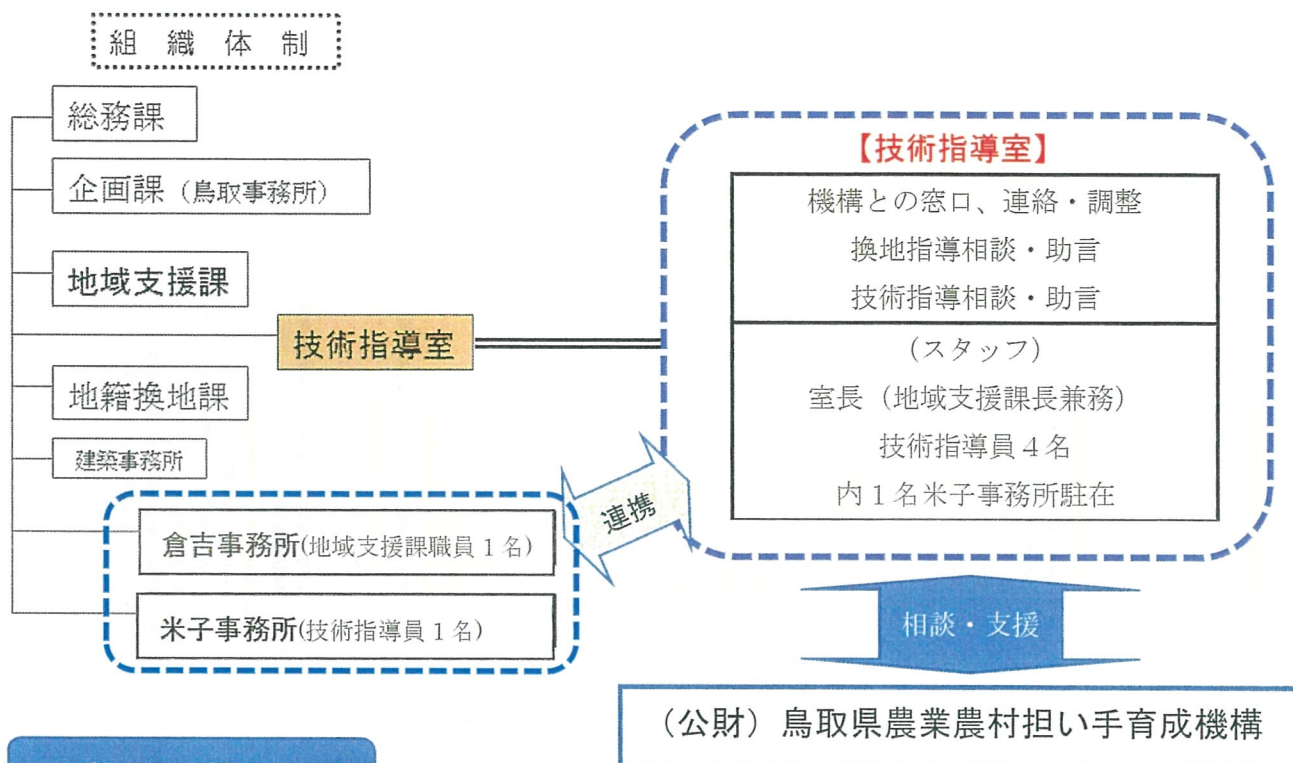
受益面積 14.3ha 、関係戸数 26 戸
区画整理面積 14.3ha
総事業費 187 百万円
事業実施期間 28 年度～31 年度

○平成 29 年度新規採択要望地区

1. 河内地区＜県営農業競争力基盤整備事業＞
（ほ場整備、受益面積 11.1ha 鳥取市）
2. 福成地区＜県営農業競争力基盤整備事業＞
（暗渠排水、受益面積 12.3ha 南部町）

農地中間管理事業に係る県土地連の支援体制 (H27～)

- ◎農地中間管理事業の促進を支援するため、農地や水管理の改善、土地利用調整などの相談・助言の窓口として平成 27 年度「技術指導室」を設置しました。
平成 28 年度は 4 名の技術指導員を配置しました。



協力・支援内容

1. 基盤条件の改善に対する相談・助言
2. 基盤整備を希望する農家・地区への相談対応
3. 事業化への検討業務
4. 機構と共同した市町村、土地改良区等関係機関との調整業務
5. 基盤整備事業等に係る概略費用の算出補助業務

(担い手との意見交換)

(現地確認)

(検討作業)



支援にあたり「^{みどり}水土里情報」の活用が大いに役立っています。

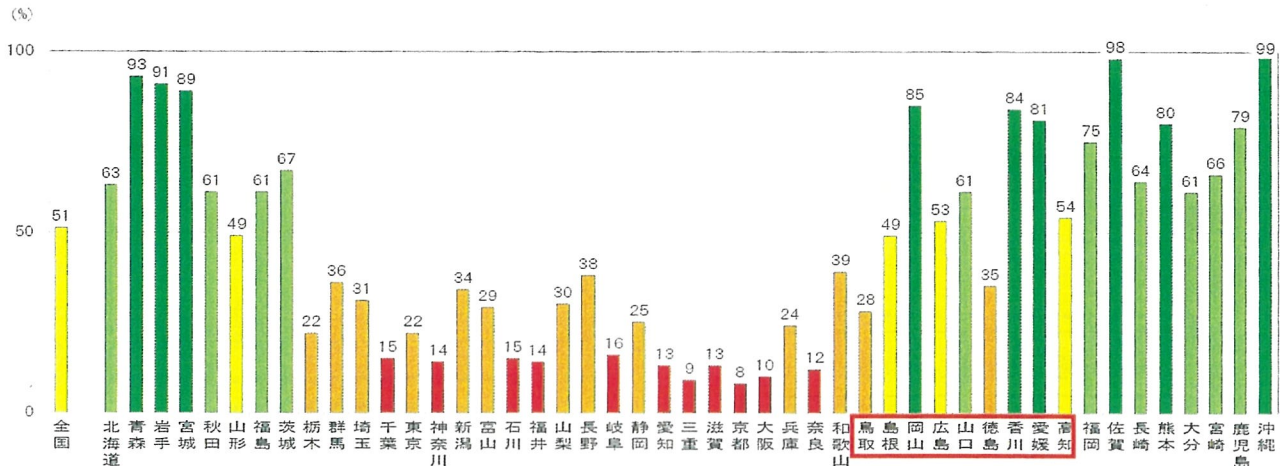
土地改良事業で培った知識と経験を生かして、
地籍調査事業の推進を支援します。

ご存じですか。？

鳥取県の地籍調査事業の進捗率は、意外と低いんです。

全国平均 51%
鳥取県 28% 47都道府県中32番目
中国四国9県中最下位

地籍調査進捗率(平成27年度末時点、H28.3月調べ)



鳥取県内における各市町村別地籍調査事業進捗状況

市町村名	要調査面積 (km ²)	平成27年度			H27年度末までの県土連実績		
		H27年度実績 (km ²)	H27年度末までの調査済面積 (km ²)	H27年度末進捗率 (%)	地籍調査 (km ²)	土地改良事業19条5項指定 (km ²)	調査済面積に占める割合 (%)
鳥取市	683.51	2.10	151.92	22.2%	13.6	8.65	14.6%
米子市	123.42	0.08	44.05	35.7%	0	0.28	0.6%
倉吉市	233.38	0.61	42.07	18.0%	0	1.94	4.6%
境港市	26.01	0.31	1.14	4.4%	0	0.07	6.1%
岩美町	117.05	1.42	22.27	19.0%	12.84	3.47	73.2%
若桜町	144.82	0.12	4.50	3.1%	0	1.08	24.0%
智頭町	191.38	9.02	66.50	34.7%	0	2.20	3.3%
八頭町	199.02	5.46	88.47	44.5%	0.65	0.57	1.4%
三朝町	186.86	4.22	40.83	21.9%	8.45	0.43	21.7%
湯梨浜町	73.83	2.13	54.52	73.8%	9.42	0.54	18.3%
琴浦町	121.12	1.14	50.79	41.9%	7.51	0.45	15.7%
北栄町	56.98	0.00	56.98	100.0%	0	1.90	3.3%
日吉津村	3.75	0.00	3.75	100.0%	0	0.20	5.3%
大山町	164.47	2.78	84.56	51.4%	1.19	0.98	2.6%
南部町	111.31	2.10	33.86	30.4%	0	0.52	1.5%
伯耆町	128.21	1.40	24.74	19.3%	0	2.34	9.5%
日南町	315.70	10.35	92.75	29.4%	1.65	8.30	10.7%
日野町	127.83	2.90	12.02	9.4%	9.34	1.18	87.5%
江府町	115.73	0.97	8.72	7.5%	4.34	3.86	94.0%
合計	3,124.38	47.11	884.44	28.3%	67.34	38.96	12.0%

完了完了

第6次国土調査事業十箇年計画（H22～31）の前半5箇年の実施状況をみると計画目標値の20.1%しか進んでいません。

そこで、以下を提案させていただきます。

- ① 地籍調査事業（外注化）の事業量拡大
- ② 土地改良事業区域に係る再調査
 - ・ 昭和40～50年代に土地改良事業が行われた区域について、国土調査法第19条第5項指定（国土調査と同等の成果）を行うことが出来ない区域を再調査・測量を実施する。
- ③ 国土調査以外の成果を国土調査法第19条第5項申請する。
 - ・ 測量方法及び登記状況によっては申請出来ない場合がありますので、ご相談ください。
- ④ 緊急性の高い区域への事業促進
 - ・ 都市部、山間部について境界紛争または境界不明となりうる区域を優先的に事業に取り組む。
- ⑤ 地籍調査事業（2項委託）による職員の労力軽減
 - ・ 国土調査法第10条第2項による地籍調査を実施する。
従来、地籍調査事業に関して『工程管理・検査』は実施主体である市町村職員が担っていましたが、市町村職員の労力を軽減する事を目的として、外注対応することが出来るようになりました。
但し、委託料は18%程度増加します。

※ 地籍調査関連資格者（H28年7月時点）

土地改良換地士	7名
地籍主任調査員	12名
地籍工程管理士	3名
測量士	18名
測量士補	10名



水土里ネットは 地域とともに！

鳥取県土地改良事業団体連合会 本部事務局

〒680-0911 鳥取市千代水 4 丁目 37 番地 鳥取県土地改良会館内
電話 (0857) 38-9500 IP(NTT)050-3531-6260
FAX (0857) 38-9577
Homepage <http://www.totirengonet.or.jp/>

鳥取県土地改良事業団体連合会 鳥取事務所

〒680-0911 鳥取市千代水 4 丁目 37 番地 鳥取県土地改良会館内
電話 (0857) 38-9500 IP(NTT)050-3531-6260
FAX (0857) 38-9577

鳥取県土地改良事業団体連合会 倉吉事務所

〒682-0802 倉吉市東巖城町 2 番地 鳥取県中部総合事務所内
電話 (0858) 47-0055 IP(NTT)050-3536-5115
FAX (0858) 22-9127

鳥取県土地改良事業団体連合会 米子事務所

〒683-0054 米子市糶町 1 丁目 160 番地 鳥取県西部総合事務所内
電話 (0859) 32-9710 IP(NTT)050-3533-1712
FAX (0859) 32-7129

水土里ネットとっとりは、鳥取県土地改良事業団体連合会の愛称です。

